

## ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題（その3）：住民登録簿の一般性とデータ連結（世帯形成）

浜砂，敬郎  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/13223>

---

出版情報：経済学研究. 75 (2/3), pp.1-28, 2008-12-05. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題(その3)

## —住民登録簿の一般性とデータ連結(世帯形成)—

浜 砂 敬 郎

ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題：目次

- (その1) 行政登録簿とセンサスの基本原則  
(『経済学研究』第74巻第2号)
- (その2) 『センサス構想』と住民登録簿の審査  
(『経済学研究』第74巻第4号)
- (その3) 住民登録簿の一般性とデータ連結  
(世帯形成)(本号以下次号：仮題)
- (その4) 『センサステスト』(次号)

### (6) 住民登録簿と建物・住宅センサスのデータ連結による世帯設定

先節(本誌74巻第4号)<sup>1)</sup>において考察してきたように、新しい人口センサスでは、住民登録簿が、連邦、州、および市町村の行政区域における公式人口を確定する基本データソースとして位置づけられている。しかし、登録業務の行政目的は、市町村における住民の身元関係と居住関係を公証することであって、それは、もともと住民の社会的な生活状況にかんする総体的な調査ではない。そのために、登録簿は、身元・居住証明に必要な7つのデータしか含んでいない(本稿末資料)。また「家族関係」にかんする登録簿のデータは、法律的に明確な親族

関係に限られており、世帯の構成は、それによって完全に表示されていない。逆に法律的な記載が家族の実態的な状況と一致しているとも限らないから、その行政目的と情報性格のために、住民登録簿のデータから、人口センサスの基本的な統計単位である世帯を確定することはできない。さらに、住民登録簿に、住民の職業や産業にかんする社会経済的な情報が記載されていないことは、それが人口センサスの一般性を欠く決定的な要因である。換言すると、センサスの基本原則を充足する個人データセットを得るためには、住民登録簿のデータファイルに世帯構成、住宅や就業、さらには教育にかんする標識情報が個人レベルにおいて結びつけられなければならない。

ドイツには、完全な建物・住宅登録簿が存在していないから、行政登録簿から、住宅にかんするセンサス統計を獲得することはできない。したがって、州モデルでは、①建物・住宅統計登録簿の基本フレームを設定し、②それを住民登録簿と接合して、正確な世帯・住宅情報にかんする完全な人口センサスを実現するために、建物・住宅センサスが実施されなければならない。

他方、住民登録簿から獲得される限られた記載事項についても、これまで紹介してきた全数性と同時性にかんする審査手続きは、住民登録

1) 拙稿「ドイツ統計登録簿型人口センサスの意義と課題(その2)―『センサス構想』と住民行政登録簿の審査―」『経済学研究』、74巻4号、pp.21-46、2008年

簿の市町村間や州間の比較（多重登録の有無）、記載事項の無矛盾性の検討、街路記号データファイルとの比較、他の行政登録簿との対照を手がかりとして行われる。それは、統計単位や調査単位（記録単位）にたいする実査にもとづいていないために、それだけでは、「死票」や「欠落票」の存在を最終的に検出することはできない。したがって、「市町村の公式人口が重要であり」、「住民登録簿データについて比較可能な正確性を確保するためには、市町村の登録簿管理とは独立に実施される審査手続きが必要である」（S.23）。上述の住宅・建物センサスは、すべての住宅にかんする情報を提供する実地調査であるから、住民登録簿の死票と欠落票を検出して、住民登録簿人口の全数性を高める機能をも担っている。建物・住宅センサスは、建物の所有者または管理者を調査単位として、郵送調査法によって実施される。それは、図2に示されているような建物・住宅にかんする調査事項をそなえており、常設の統計登録簿である「建物・住宅登録簿を策定するための基礎を創出する」。もちろん、『センサス構想』は、「ドイツでは、登録簿統計の発展が続けられ、その法律的な前提条件が創出されるならば、建物・住宅統計的な標識をそなえる登録簿が構築され、かつ更新されるであろう」と限定条件を付しているが・・・（S.23～S.24）。

州モデルは、第2に、就業・教育データを得るために、雇用就業者層については、社会保険雇用者登録簿等の行政登録簿を利用し、自営業者層等については、補足標本調査（標本抽出率10%を予定）を実施する。

したがって、州モデルは、データ連結の段階によって、分離できる独立な方法行程である基本モデルと補完モデルから構成される（図1と

図2参照）。

住民登録簿の個人データは、基本モデルにおいて、統計単位である世帯を把握するために、建物・住宅センサスの住宅データと連結することによって、人口（個人・世帯）と住宅にかんするセンサス情報を得るための基本データファイルに転換される。つぎに、基本データファイルは、補完モデルにおいて、就業・教育データと連結されることによって、人口センサスデータファイルに統合化される（S.24）。主要なデータソースを統計単位＝個人票レベルにおいて連結することが方法行程の要諦であって、論理的には2段階の、技術的には3段階のデータ連結が予定されている。そして、『センサス構想』では、データ連結がセンサスの一般性を確保する方法であると同時に、データソース間の相互対照によって、全数性を検証する機会（死票の除去や欠落票の補充）として位置づけられている（S.24～S.26）。

基本モデルは、①住民登録簿の個人データファイル、②建物・住宅データファイル、および③後者②の全数性を確保し、①と②のデータファイルを連結するための街路記号データファイル→建物住所データファイルから構成される。

繰り返すまでもなく、データ連結の基点は、人口を構成するすべての住民を把握している住民登録簿の個人データファイルである。つぎに、建物・住宅センサスにたいしては、その全数性を確保するために「建物・住所名簿」が作成される。「建物・住宅センサスを準備するために、『外部』のデータソース（住民登録簿や土地税局の資料等）から作成される街路記号データファイルを利用することによって、建物・住所データファイル（Gebäudeadressdatei）の策定

図1 州基本モデルの構成 (S. 28)

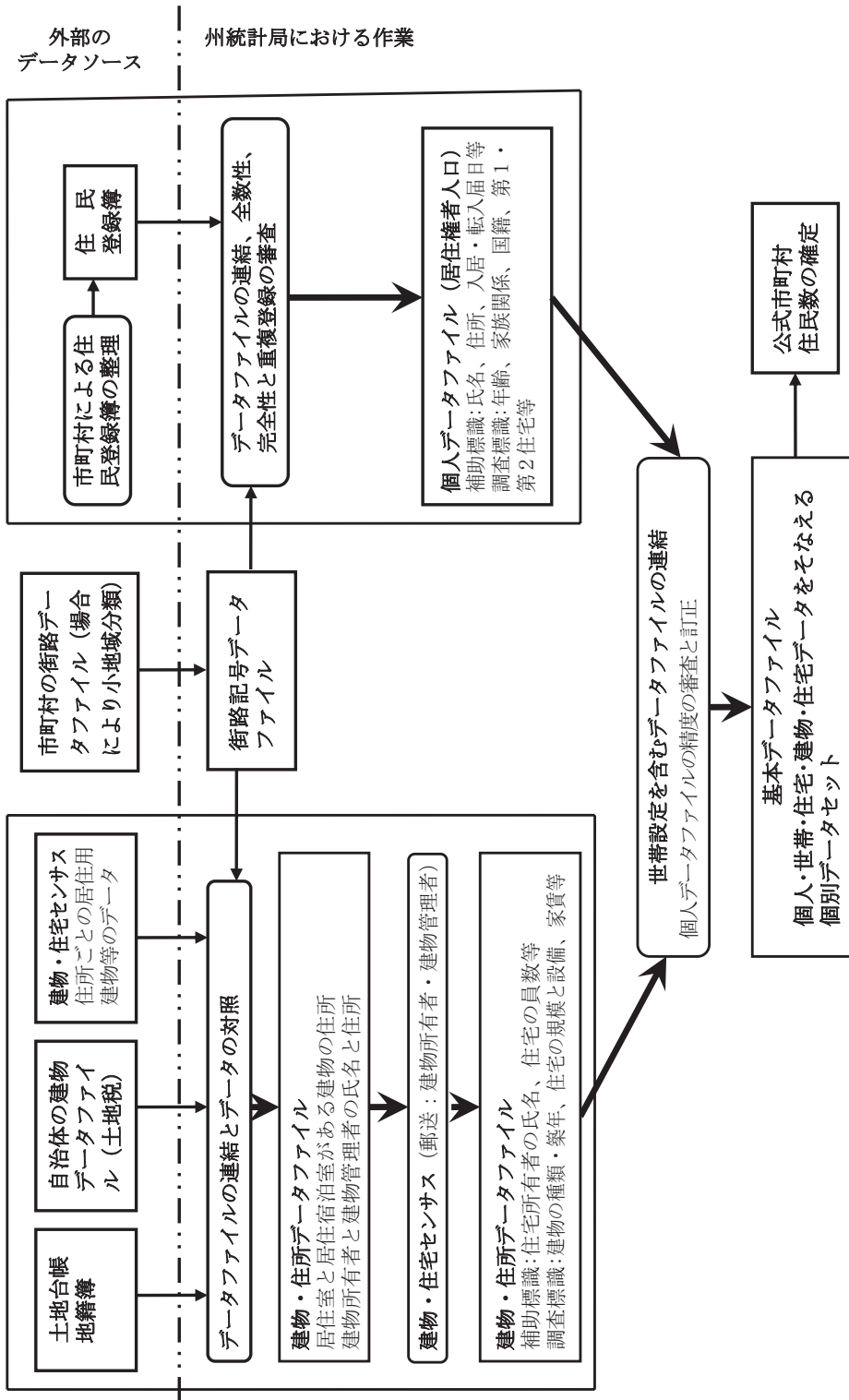
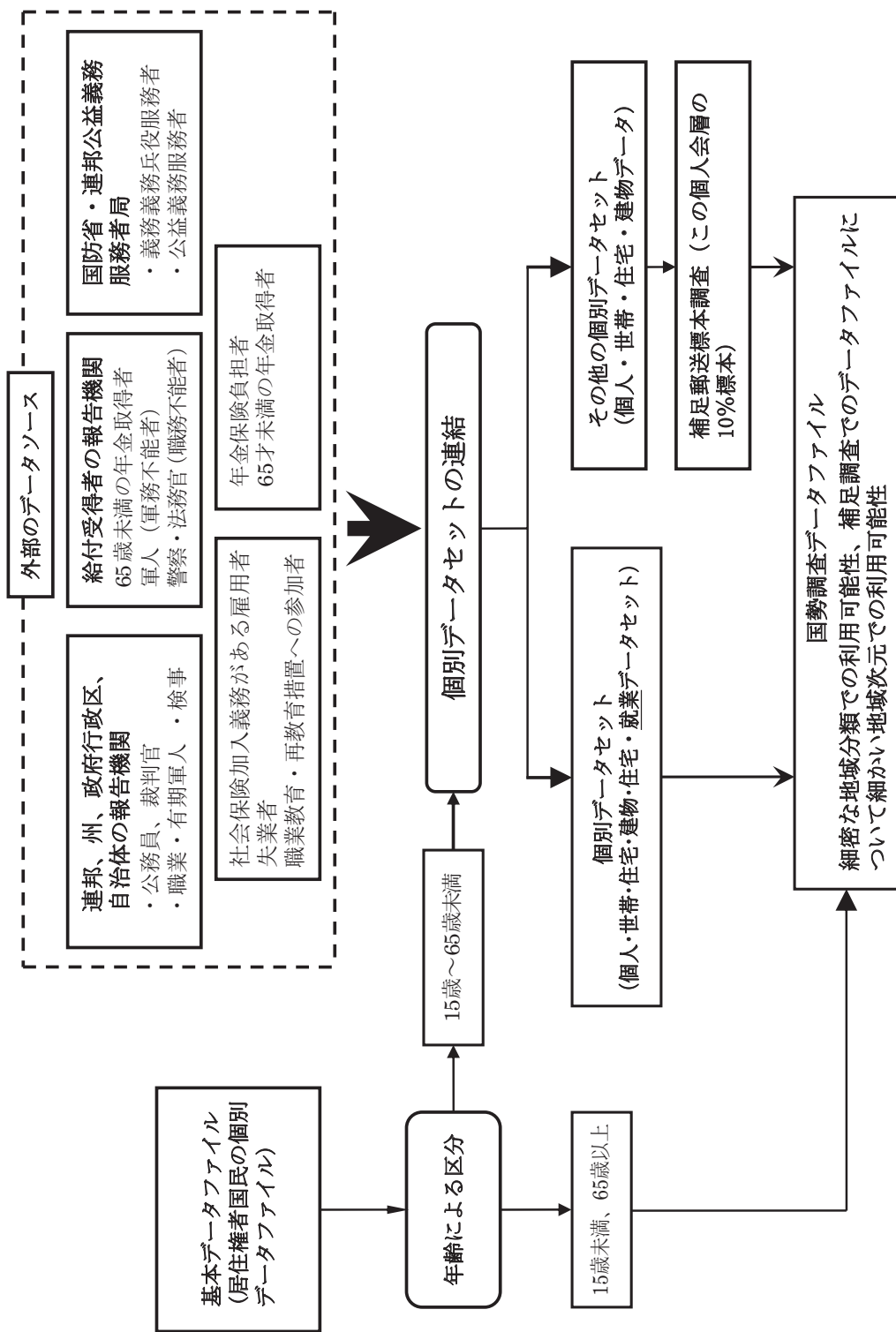




図2 州補完モデルの構成 (S. 34)



に必要なかぎり、既存の建物所有者・管理者の氏名と住所、ならびに建物にかんするデータが把握され、一つのデータセットに連結される。この住所データファイルが、建物・住宅センサスの基礎である。つぎに、建物・住宅センサスのデータは、一般の統計調査におけると同様な全数性と完全性の審査を受ける。そのためには、『機械的な推定』と実査（申告拒否等による未回答のため）が予定されている……。（S.27）。センサスデータから、建物と住宅にかんする「構造データ」を得るための建物・住宅データファイル（Gebäude- und Wohnungsdatei）が得られる。それが含むデータは、市町村では、建物・住宅統計にかんする推計値を得るための建物・住宅統計登録簿（statistisches Gebäude- und Wohnungsregister）として利用される（S.27）。

ところで、住民登録簿は、先述したように、法律的な親族関係（親子、夫婦関係等）を記載するが、一つの住宅（単位住宅）に共住する世帯構成員とその関係を完全に表示していない。他方、建物・住宅センサスは、その住宅の保有者（所有者、管理者、保有者（賃借名義人））名と、その住宅に居住する者の員数を把握することができるが、居住者名まで調査することはできない。したがって、単位住宅内に居住する者の生計・扶養関係と世帯構成を直接的に捉えることはできないから、両者のデータ連結も、最初から個人次元から開始することはできない。そして、これまでの世帯概念（居住と生計をともにする個人の世帯：経済世帯（Wirtschaftshaushalt））を適用することはできず、新しい居住世帯概念（Wohnhaushalt）がもちいられる。居住世帯の所属員数と構成を正確に推定することは、州モデルによる人口センサスの存立にかかわる方法的な課題である。『センサス構想』は、

それを、とくに「世帯形成（Haushaltsgenerierung）」と呼称し、その方法的な特徴と優位性をつぎのように述べている（S.29）。

「住民登録簿と建物・住宅センサスからの個人データを直接的で機械的に連結することは、複数家族建物においては、不可能である。住民登録簿のなかの直接的な親族関係を示す情報、氏名、入居日、以前の居住地等の情報をもちいて、居住されている住宅の実数との密接な関連性において、建物ごとに、同一の住宅に共住する（gemeinsames Wohnen）、すなわち居住世帯を営んでいると推定される個人を結びつける方法が、現在開発中である。

いろいろな調査研究が明らかにしているように、これまで適用されてきた世帯形成方法の『弱点』は、住民登録簿データだけに依存しているために、過剰な世帯を算定することである。それは、とくに、世帯構成にかんするアルゴリズムの定義にはまらない者によって、いわば機械的に単身世帯が構成され、ひいては実態を歪める世帯構成像がもたらされている。

新しく開発中の世帯形成の方法は、二つの独立のデータソース、すなわち住民登録簿と建物・住宅センサスを利用することによって、歪みと過剰推定を減少させることできる」（S.29～S.30）。

住民登録簿の個人データファイルと建物・住宅データファイルのデータ連結は、両者に共通する「最小の地域的な関係事項（der kleinste Regionalbezug）＝識別子（Identifikator）」である居住・建物住所（Wohn- bzw. Gebäudeadresse）を基点として開始される（S.29）。それは、街路記号と建物番号（Hausnummer）によって表記される。個人データセットは、建物・住宅ファイルと連結するために、住所＝建物ごとにまと

められ、最終的には住宅に対応づけられることによって、個人・建物データセット (Personen- und Gebaeuedatensaeetze) が生成する。それは、個々人を、彼らが共住する一つの住宅=居住世帯 (Wohnhaushalte:一つの住宅に居住する個人全員で形成) に結びつけることによって、世帯構成と建物・住宅にかんするデータをそなえる個人データセットを生成する (S.28)。

世帯設定の方法手続きについてみると、単一家族が専用する建物 (Einfamilienhaeuser)、または営業また経営が主要な用途目的で、単一の住宅しかそなえていない建物については、建物番号=住所によって、住宅と個人・世帯の一義的な関連性を確定することは、それほど困難ではない (S.29)。

建物・住宅センサスのデータが活用されなければならないデータ連結の行程は、引用文にあるように、複数家族が居住する建物 (Mehrfamielienhaeuser) の住宅群と居住する住民群の関連づけにおいてである。世帯設定の方法は「開発中」であって、その具体的な全容については、『センサステスト』の調査研究に待たなければならないが、『センサス構想』によると、つぎのような段階を踏んで進められる。

第1段階は、複数の家族が居住する建物住所 (建物番号) ごとに、住民登録簿の氏名と建物・住宅センサスで判明した住宅所有者の氏名が対照される。そのための補助標識が、「転入日 (Einzugsdatum)」であって、両者が住民登録簿に記載されていることが、世帯設定の第1の手掛かりである。とくに「補助標識」=「住宅所有者の氏名」を利用する必要性の程度は、『センサステスト』の検証を経なければならないが、これまでのいろいろな試験調査によると、それを欠くと、世帯設定の精度が著しく低下するといわ

れており、『センサス構想』の方法手続きは、それを補助標識としてもちいることを前提としている。

世帯設定の第1段階では、さらに、つぎのような状況が生じることが想定されている。

- ①住宅所有者名が登録簿に含まれていなければ、後者に把握漏れ (過少把握) が存在する可能性があり、それにたいしては、相応の審査が指示される。
- ②住宅所有者名が利用できないときには、なお「入居日」および「転入届け日」によって、同一の住宅に共住する者の「名寄せ」が試みられる。この場合でも、設定された世帯数が、居住されている住宅数よりも少ないときには、登録簿の過少把握が確認されるかも知れない (S.30)。

第2段階：登録簿に記載されている直接的な親族情報 (配偶者名、子供名等) によって「いわゆる住宅所有者の基本家族 (Kernfamilie)」が確定され、対応する住宅に割り付けられる (S.30)。「本行程では、ドイツにおける世帯の約40%が1人以上の基本家族であるから、狭義の世帯形成よりも、むしろまったく技術的に割付作業が行われる。」

第3段階：非婚者が共住する住宅=世帯が、「旧住所と入居日の一致、性別の相違や年齢差によって、高い確率で推定される。」

第4段階：これまでの段階において、なお住宅に割り付けられていない個人と、割り付けが確定した個人、ないしは個人の組との親族関係が、氏名の一致によって確認されると、それに応じた連結がなされる。

第5段階：同じ建物住所において、なお住宅に割り付けられていない個人で、登録簿に記載されている者は、転入日と以前の住所、ならび

にその他の妥当な標識の組み合わせが一致するか否かによって、連結が試みられる（S. 30～S. 31）。

（註）

連邦統計局は、世帯形成の方法行程を説明するために、簡明な例をホームページに紹介しているから、われわれも、それを見ておこう<sup>2)</sup>。

ゾンマーベルク町の住民登録簿によると、ブルーメンヴェーク通り14番地に、6名が登録している。居住者は、エルビン ミュラー氏とその家族、およびアニャ バイス氏とその共住者マリオ マイアー氏である。世帯形成は、つぎのように進行する。

#### (1) 住民登録簿の情報

登録簿の個人データファイルによると、E. ミュラー氏は、エバ ミュラー氏と結婚し、その子供が、ハンスとナディーヌである。それに対応して、エバ ミュラー氏のファイルには、夫E. ミュラー氏と子供であるハンスとナディーヌの記載がある。また、ハンスとナディーヌのファイルには、両親名の記載がある。したがって、この4名は家族を形成する。それにたいして、A. バイス氏とM. マイアー氏の個人データファイルには、相互に親族関係が記載されていないから、両者は一つの世帯に結び付けられない。

#### (2) 建物・住宅センサスの情報

センサスから、ブルーメンヴェーク通り14番地に二組の家族が居住する2戸の住宅をそなえる建物があって、住宅保有者は、エルビン ミュラー氏とアニャ バイス氏であること

が判明する。

#### (3) 居住世帯の形成行程

①住所ごとの登録簿とセンサスの対照によって、第1号住宅に、ミュラー氏が、第2号住宅に、バイス氏（女性）が割り付けられる。

②さらに、住民登録簿の親族記載情報によって、第1号のミュラー住宅に、3名が割り付けられ、計4名で、基本世帯を形成する。この段階では、第2号住宅には、バイス氏だけが割り付けられ、M. マイアー氏については、住宅への割付は行われない。

これまでのデータ連結によると、この住所では、居住が割り付けられていない登録住民が1名で、居住されていない住宅はない。

③M. マイアー氏と住宅への割付が済んでいる他の住民の転入日と以前の居住地を比較する。それによって、マイアー氏とバイス氏の転入日と以前の居住地が一致、さらに、年齢差と性別を考慮して、前者を、非婚の共住者として後者の住宅に帰属させる。ブルーメンヴェーク14番地の世帯形成は、ここで終了する。

以上が、世帯形成の方法行程の素描である。居住世帯概念の適用と世帯形成の方法手続きには、居住者と世帯構成にかんする十分な情報をもたらさない住民登録簿と直接調査ではない建物・住宅センサスの限界を看取することができよう。『センサス構想』も、世帯形成のためのデータ連結がおびる方法的な困難性を、つぎのように予想している。

「さらに、データ連結は、一方では、それはいろいろなデータ体を相互に審査することを可能

2) Statistisches Bundesamtのホームページ：Zensus 2011, "Gemeinsames Angebot der Statistischen Ämter des Bundes und der Länder zum Zensus 2011 Haushaltegenerierung", 2008年7月22日採録。

にするが、他方では、州統計局において方法的、技術的、組織的な準備が行われることを強く要請する。このようにして、データソースにかんじて得られる追加情報が新しい方法的技術的な問題点を提起する可能性は大きい。街路記号データファイルと建物番号による連結（建物ごとの対応づけ）は、それぞれのデータ体を相応に留意し、既存の統計方法によって実施できる。それにたいして、予定されているつぎのデータ連結の行程（世帯形成・・・筆者注）は、統計方法の新しい展開を前提する。それは、経験によると、詳細な構想の仕上げと、部分的には実地の試験調査によって、はじめて認識、かつ解決できる個別的な方法的課題を提起する」（S.38）。

方法的な課題の困難さをうかがうために、ここでは、『センサス構想』が提案している世帯形成の方法行程にかんする「妥当性」（全数性と完全性・・・筆者浜砂注）を審査する方法を見ておこう。

第1に、妥当性を審査する一つの手掛かりは、生成した居住世帯における世帯員数の住宅規模にたいする適合性である。住宅規模に応じて設定された世帯員数の閾値との間に大きな乖離が存在することは、登録簿に死票が残存する徴表であって、相応する調査によって解明される。

つぎに、登録簿と建物統計のデータ連結、および住宅にたいする生成した世帯の割付において発生する、つぎのような非妥当性は、適切な審査方法を要求する。

- ①居住者がいる建物に、登録簿によると居住者がいないこと。
- ②登録簿に記載されている住民の住所に、建物が不在であること。
- ③居住されている住宅数が、個人数、または形

成された世帯数よりも多いこと。

- ④世帯形成がもたらした世帯の規模が住宅規模にたいして妥当性を欠くこと。
- ⑤建物の住宅面積や部屋数と比較して、登録簿では、同住所に不当に多くの者が居住していること。
- ⑥調査された住宅所有者の氏名が登録簿に記載されていないこと。
- ⑦設定された世帯数が居住されている住宅数より多いこと（S.31）。

また、方法手続きによって、適当な住宅に割り付けられない個人・世帯（例：回答した住宅所有者が登録簿に記載なし、または登録簿に記載ある者が適当な住宅に割り付けられない）については、該当する個人・世帯にたいする実査（郵便・電話）が予定され、その後になお残る割付問題については、訪問調査が行われる（S.31）。そのような再調査や実査によって明らかにされる誤差要因としては、つぎのようなことが予想されている。それによって、世帯形成の方法手続きが引き起こす困難さを具体的に確認できるであろう。

- ①建物・住宅センサスにおける住宅所有者の回答に誤りがあり、不完全であること。
- ②その住所にもはや居住していないために、センサスで把握できない者の記載が、なお登録簿に残存すること。
- ③登録簿の記載が不完全であること（例えば、住民登録簿局の連絡が不十分であることから、センサスで確認される住所に居住する者の回答が得られたにもかかわらず、登録簿に含まれていない）。
- ④住民登録簿のプログラム・転送誤差によって、個人データセットが重複して、事情によっては、正確に識別されないで、転送され



ていること。

- ⑤個別的な事情によっては、事実、建物・住宅の数や規模に妥当しない居住者数が与えられていること（例：80㎡の建物に、住民登録簿では、30人が居住）。

『センサス構想』は、誤差要因の精査によって、とくに「死票の存在」が検出・整理できるとしているが、それについては、精度、現実性と経費を考慮して、誤差要因の発生事由と規模、地域的な分布（集中的な、ないしは不均等な発生）について、審査の有無が決定されると述べている（S.31）。

さらに、データ連結では、いくつかの地域的な次元（建物レベル、街路側区レベル、市町村レベル）において、審査と解明、および訂正が繰り返されることによって、これまでの国勢調査が提供したような基本データファイル（個人・世帯・建物・住宅データの連結体）が生成すると、市町村の公式人口が確定する（S.31）。

#### (7) 基本データファイルと雇用者保険登録簿のデータ連結

住民登録簿と建物・住宅センサスは、職業や産業等の社会的経済的な基本標識をそなえていないから、基本データファイルの個人データは、それを把握している行政登録簿や補足調査の標本データと連結されなくてはならない。ここでも、基本データファイルと社会経済的な標識を提供するデータファイルを、機械的に直接に連結することはできないから、補完モデルによって、就業にかんするいろいろなデータソースの連結が進められる（S.32）。

補完モデルにおいて利用されるデータソースは最終的に確定していないが、予定されているデータソースを見ておこう。

#### 1) 連邦労働庁（Bundesanstalt für Arbeit）の雇用者社会保険登録簿（Register für sozialversicherungspflichtige Beschäftigte）

同庁が所管する雇用関係にある就業者層（失業者、再教育や転換教育を受けている者を含む）の健康保険、失業保険と年金保険にかんする行政登録簿であって、就業者人口の約80%を把握している。雇用者登録簿からは、1970年代から雇用者統計が作成・公表され、また1%抽出の雇用者マイクロデータが開示されているように、もっとも利用度が高い業務統計（行政登録簿統計）である。それには、つぎのような標識が記録されている（S.32）。

- ①性別、②家族関係、③学校・職業教育、④職業上の地位、⑤年齢（出生年）、⑥雇用期間、⑦雇用終了の理由、⑧職業、⑨総収入（保険対象額）、⑩保険給付の期間、⑪給付の種類、⑫国籍、⑬年金保険事業者、⑭郡番号、⑮企業規模、⑯経済部門、⑰企業番号

雇用者登録簿の記載事項から、人口センサスの標識としては、就業の有無（失業）、勤務地と通勤距離（本人の住所と勤務先の住所から。しかし通勤方法と通勤時間は不明）、職業の種類と従業上の地位、勤務先の経済部門、および最終学歴が得られる。また、本登録簿は、基本データファイルとのデータ連結に必要な出生日、街路名、建物番号を含んでいる。州モデルは、その規模＝捕捉の範囲、把握事項、精度（完全性）およびデータ連結の可能性から、本登録簿の利用を前提として策定されている。

#### 2) 公務員人事統計（同報告部）：公務員、裁判官と検事、職業軍人と短期志願兵者、にかんする個人データセットをそなえるデータファイルである。しかし、街路名と建物番号を含

んでいないから、利用のためには、「相応の拡張」が必要である。

- 3) 退役者給付統計（同報告部）：65歳以下の公務年金受給者、軍務不能軍人、警察と司法局の職務不能者にかんする個人データセットを備えるデータファイル。しかし、街路名と建物番号が記載されていない。
- 4) 兵役義務従事者および市民義務従事者にかんする個人データセットを含む国防省と連邦市民義務局のデータファイル（住所あり）。
- 5) 65歳以下の年金受給者にかんする年金保険事業者の個人データセットを含むデータファイル（住所・年齢をそなえる）。

『センサス報告』は、このような行政登録簿が、非常に特殊的個別的な行政目的のために作成されているために、社会保険登録簿以外の登録簿が利用されなくても、州モデルの情報力を損なわないためには、補足標本調査の母集団を拡張することによって対応する必要があると述べている（S.32）。

（註）

『センサス構想』は、このように就業データにかんするデータソースを列挙するだけで、住民登録簿については異なり、雇用者社会保険登録簿（以下では社会保険登録簿と略称）の登録系統と登録簿情報の精度、およびそれにかんする審査方法については、ほとんど記述していない。ここでは、関連文献によって、社会保険登録簿の登録簿系統を紹介し、その精度にかんするいくつかの問題点を指摘しておこう（参照文献は、S.Bender, J. Hilzendegen u. a. “Die IAB-Beschäftigtenstichprobe 1975-1990” 1995、と Statistisches Bundesamt “Erwerbsstatistische Register”, 2002、それぞれ、以下文献Ⅰと文献Ⅱと略称）。

社会保険登録簿は、1973年に発効した政令 DEVO（Datenerfassungsverordnung）/DÜVO（Datenübertragungsverordnung）によって、つぎの5つの法律にもとづく健康保険、年金保険と失業保険の登録手続きを統合している。

①帝国保険令

（RVO:Reichsversicherungsordnung）

②職員保険令

（AVG:Angestelltenversicherungsordnung）

③鉱山労働者法

（RKG:Reichsknappschaftsgesetz）

④労働促進法

（AFG:Arbeitsförderungsgesetz）

⑤農業経営者健康保険法

（Gesetz über die Krankenversicherung der Landwirte）

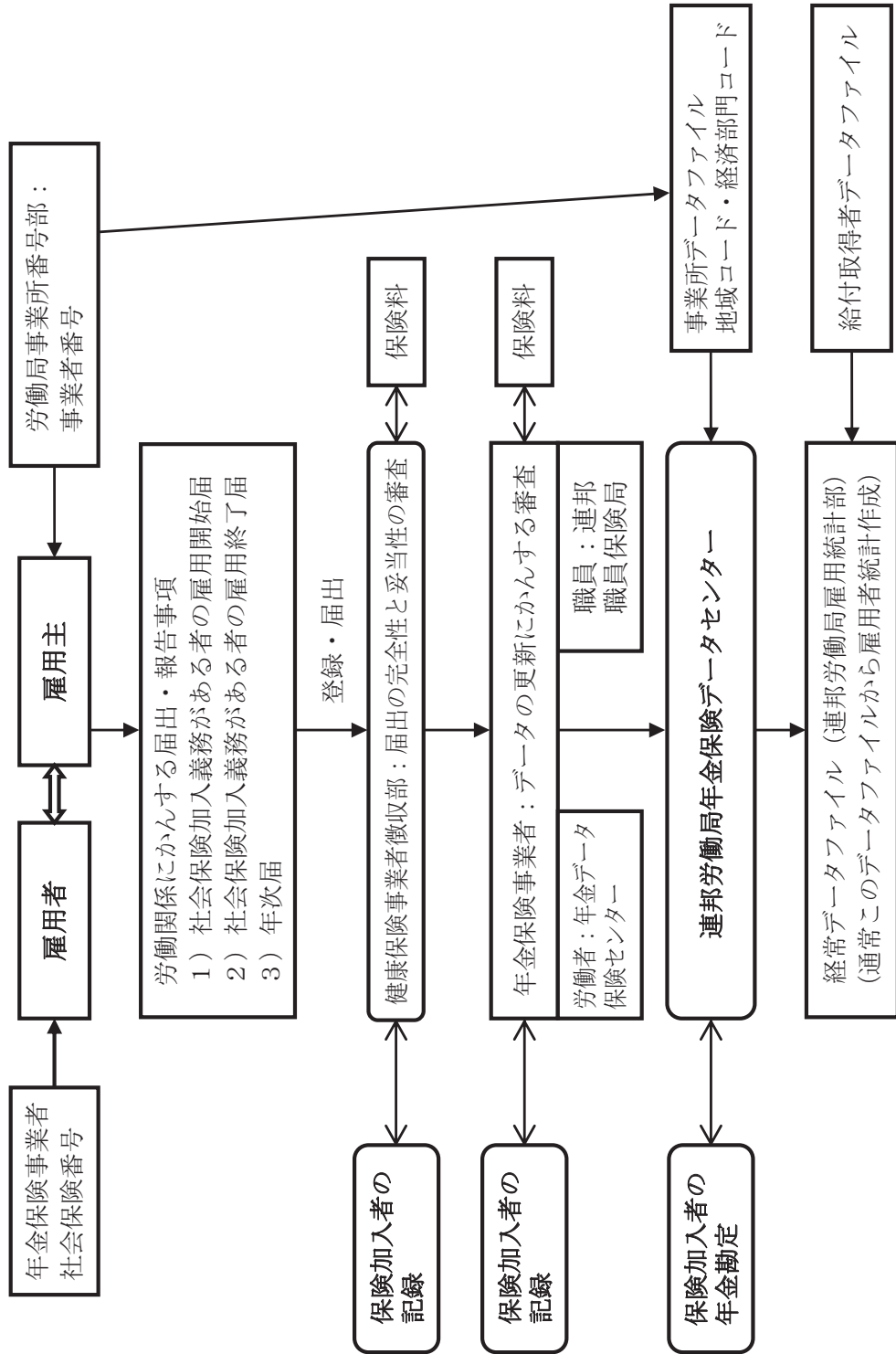
雇用主は、DEVO/DÜVO法にしたがって、雇用者について、「一定の期限内に、登録を統一的にデータ処理ができる様式で、社会保険の3つの事業者に報告する」。3つの事業者とは、健康保険事業者、年金保険事業者と連邦労働庁である（以下 図3参照）。

雇用主が申告しなければならない届け出は、社会保険加入義務がある雇用者の雇用開始登録、雇用終了登録、および年次登録であって、それは健康保険事業者と年金保険事業者を経て、連邦労働庁に送付される。3つの登録の申告期限は、それぞれ事案発生後の2週間、6週間および3ヶ月である。

年次登録は、社会保険に加入している雇用者のいわば「全数調査」であって、その年に発生した開始登録と終了登録を確認し、雇用関係の「在り高」を確定する。年次登録において留意すべき点は、それが一ヶ月以上賃金を支払われない「半解約者」にかんする中断



図3 社会保険登録の届出・報告手続



届け(Unterbrechungsmeldung:halbe Abmeldung)である。「半解約」期間は、雇用者の出産・育児休暇、長期の傷病や兵役によって発生するが、雇用主は、年金保険にたいする保険料を負担しない。しかし、健康保険は、多くの場合適用され、職場に復帰する雇用者の権利が存在することから、雇用関係は持続し、連邦労働庁の雇用統計では雇用者に区分される。それは、就業者を過剰に表示するひとつの社会制度的な要因である。

雇用主が提出する登録届けには、上述の標識が記載され、さらに、加入する年金保険事業者、雇用者の出生日、性別と家族名の最初の文字を含む社会保険番号が付せられる(以上文献Ⅰ S.4～S.5)。

つぎに、健康保険事業者は、受領した登録届けの妥当性を、保持している加入者の個人記録と対照することによって審査する。つぎに年金保険事業者がとくにデータの更新性について、それを審査する(文献Ⅱ S.277)。最後に、連邦労働庁は、登録データに、雇用主の事業所(雇用者の勤務先)が所在する地域の労働局(Arbeitsamt)から送付された事業所番号、経済部門(3桁)、地域記号(市町村コード)、労働局の業務地番号(5桁)を加えて、年金保険勘定(Rentenkonto)に入力する。

年金保険勘定は、すべての被保険者一人ひとりについて社会保険番号ごとに設定され、その被保険者にかんするそれまでの雇用関係の異動が時系列的に記録されている。したがって、社会保険番号が付されていない届け出は、受け入れられないし、また転送されない。年金保険勘定は、現在雇用されている、または過去に雇用された者すべての個人データセットをふくむ保険登録簿であって、連邦

労働庁は、それにもとづいて雇用者統計(業務統計)とマイクロデータを作成・公表している(文献Ⅰ S.5～S.6)。

文献Ⅱは、社会保険システムにおける「一事業者として」の連邦労働庁の目的と機能をつぎのように述べている。

「(連邦労働庁の)いろいろな業務課程において、雇用者、失業者、給付受領者、雇用措置参加者、事業所等にかんする個別データが処理されるが、その基本的な目的は、個々の業務案件を、できるだけ誤りなく、かつ迅速に履行することである。したがって、連邦労働庁の本来の関心は、登録簿データの高い更新性と信頼性を確保することである。内部修正にかんする定期的な審査とデータ精度を改善するプロジェクトは、経常的な内部における精度管理のための措置である。」(文献Ⅱ S.277)

連邦労働庁の保険登録簿から、社会保険加入義務がある雇用者のデータファイル、失業者のデータファイルおよび職業教育参加者のデータファイルが作成され、職業上の地位別には職員、労働者および産業・商業見習い生、また就業状況別には失業者と職業教育参加者にかんする個別データが得られる。

以上が、保険登録簿にかんする方法・手続きの概要である。連邦統計局の作業班(文献Ⅱ)は、保険登録簿の精度にかんして、つぎのような優位点と問題点を指摘する。

(1)雇用主の登録事項は、保険事業者によって、独立した2度の審査を受けているから、データの信頼性は高い。とくに、雇用者の年齢と性別は、社会保険番号を構成しているから、正確性が高いだけでなく、データ連結にとって有益である。

(2)「(社会保険の)基本的な行政手続きの処理

過程そのものに関連するデータの利用」には、それほど問題点は発生しない。例えば、失業者や職業教育参加者の住所。

- (3)それによつて、「行政手続き」が引き起こす「登録届けの遅延」による「待ち期間（Wartefrist）：通常6ヶ月）は、雇用者の住所にかんする更新度に否定的に影響する。

「社会保険の手続きは速やかではなく、また連邦労働庁によって変更することはできない。それは、連邦労働庁が健康・年金保険の事業者とならぶ一つの関与する事業者にはすぎないからである。」したがって、基本データファイルとのデータ連結は、世帯形成におけるように、住所（建物）ごとの対照だけでは不十分であつて、広域の地域における連結作業を必要とするであろう（以上文献Ⅱ S.277）。

登録手続きがもたらす「時間差問題」は、住民登録簿におけると同様に、『センサステスト』の基本的な課題である。

- (4)年金保険勘定には、雇用者のすべての雇用関係が含まれているから、多重雇用者の主要な雇用関係を確定するためには、「原資料の合目的な分析が必要であろう（文献Ⅱ S.278）。連邦統計局作業班は、『センサステスト』の被調査者が高い確率で、主要な雇用関係を回答すること」によつて、社会保険登録簿の精度の高さが検証されるであろうと期待感を述べている。
- (5)保険登録簿における職業上の地位区分と就業状況の区分にかんする精度を検証することは、『センサステスト』の一つの課題であるが、被調査者本人の意識が回答におよぼす影響が検証を困難にする一つの問題点である。

- (6)保険登録簿の「勤務地」は、公式の市町村記号によつてだけ記載されている。さらに事業所の所在地ではなく、企業本社の所在地が記入されているときには、とくに大都市において、通勤データの正確性が懸念される（文献Ⅱ S.278）。

ここに指摘されている保険登録簿の問題点は、『センサステスト』において検証される。そこでは、行政登録簿としての社会保険登録簿の情報性格が再び具体性をもつて考察されるであろう。（註 終わり）

つぎにデータ連結は、二つの段階によつて行われる。

段階1：州統計局が、上記のいろいろな行政登録簿の就業データを、個人レベルにおいて結び付け、また複数の雇用関係や職業が登録されているケースを、単一化することによつて、個人就業データセットが生成する。したがつて、一個人について、一つの雇用関係が対応するから、各個人の多重雇用関係は記述されない（S.32）。

段階2：段階1のデータセットが、基本データファイルの就業可能年齢者の個人データセットと結び付けられる。それによつて、就業・通勤にかんするデータが組み合わされるだけでなく、就業者の住所（雇用者登録簿には、しばしば、就業者が実際に通勤している第2住宅の住所が「本住所」として記載）が基本データファイルによつて与えられるから、就業人口の正確な地域区分をもたらすとともに、社会保険登録簿の住所情報の正確性が判明する（S.32～S.33）

つぎに、就業データセットと連結されることによつて、基本データファイルは二つの集合に分かれる。

- 1) 連結が終了したセンサス様式の個人データセットの集合、および
- 2) 個人・世帯・住宅・建物データを持つが、就業データがない集団層の個人データセットの集合。

後者の雇用者層に含められない、あるいは連結ができないデータセットにたいしては、補足標本調査によって対応される。調査の標本規模は、地域データにたいする需要を考慮することによって確定されるが、『センサス構想』は、10%抽出によって郡次元までの表章が可能であると述べている。

また、『センサス構想』は、現時点で予想される補足標本調査の基本的な問題点として、母集団が、センサス期日後にはじめて確定（例えば、データ連結の終了は、センサス期日より15ヶ月後を予定（53頁））するから、センサス期日にもどつての遡及調査になることを指摘している。

いずれにせよ、州モデルによるセンサスは、「このようないろいろなデータ結合」によって、「標本調査による部分（自営業者・家族従業員層、その他）は郡次元までしか表章ができず、しかも十分な審査が必要である」が、「これまでの国勢調査にほぼ対応する範囲の標識をそなえ、より細かな地域次元までの地理的な表章を実現することができる」と結論づけられている（33頁）。

#### (8) 補助標識、小地域表章と統計計体系にかんする問題点

伝統的な全数調査型センサスから統計登録簿型センサスへの方法転換が、対象者を把握する方法だけでなく、統計概念や表章単位の規定的な内容や統計体系との関係について、大きな影響を与えることは、容易に推測されよう。セ

ンサスモデルの設計の段階において、それを具体的に論述することは難しいが、それでも、すでに『センサス構想』は、発生する基本的な変化を、新しいセンサスが解決すべき課題として提起している。

#### 1) 補助標識

連邦モデルでは、それぞれのデータベースの個別的なデータセットが、統計単位次元において連結されない。したがって、補助標識の機能はきわめて限定されているにもかかわらず、全数調査型センサスには見られない新しい基本機能を担う。

それは、住民登録簿からは、表1に列記されている記載事項が補助標識として得られるが、一つには、「直接に獲得できない年齢のようなセンサス標識（調査型センサスの調査標識）が補助標識から導かれる」からであり、二つには、補助標識が、住民登録簿データの完全性と全数性（＝重複登録の除去）を点検するための審査手続きに必要なからである。したがって、登録簿から適切な補助標識が得られる可能性は、『センサステスト』の重要な検証課題である（S.20）。

つぎに、州モデルでは、統計単位の識別子となる補助標識を選定することは、登録簿型センサスの成否にかかわる基本的な問題点である。それは、住民登録簿と建物・住宅センサスの連結による世帯形成、それにたいする社会保険登録簿の就業データの接続、さらには統計調査による10%標本データの補足と、方法的技術的に3段階のデータ連結が予定されているからである。したがって、『センサス構想』は、最小限必要と考えられる補助標識を暫定的に決定しているにすぎず、その選定は、補助標識の抹消手続きとともに、『セン

サステスト』の大きな課題として残されている（S.34～S.35）。

## 2) 小地域表章

連邦モデルは、人口学的標識についてだけ、本格的な小地域統計（街路側区次元まで）を提供するが、その精密さは、構築される街路記号データファイルの完備さにかかっている。社会保険登録簿と公務員人事登録簿には、該当者の居住地と勤務地にかんする住所が記載されているから、市町村次元の地域表章（地域別産業・職業別人口や通勤経路等）を与えることはできる。しかし、社会保険登録簿の標識：居住地については、第1住宅と第2住宅の区別がなされていないから、住民登録簿とのデータ連結がなされないかぎり、二つの登録簿から導かれる地域人口は、住民登録簿が把握するそれとは乖離する（S.21）。さらに、住宅・教育に関連するセンサス値は、連邦モデルでは、ミクロセンサスに依存するから、地域表章には、大きな制約がある（政府行政区次元まで）（S.21）。

州モデルの本質的な特徴はデータ連結であるから、できるだけ統計単位を精密に把握できることが、その前提条件である。そのために、街路記号データファイルは、住民登録簿と対照されるだけでなく、建物・住宅センサスの基本データとして受け入れられ、かつセンサスデータと相互対照が行われる。「（住民登録簿の精度を高めるための・・・筆者注）予備的な作業には限界が存在する」から、街路データファイルの精度を高めることは、センサスの基本的な要件である。それによって、データ連結の「経費と時間を抑えること」もできるから、「街路データの管理機関が、そのための準備作業を機関自身の経常的な

運営と利用のためにも、『自己利益』をもたらすように実施すべきである」と要望している。

州モデルは、街路データファイルの最小単位（街路側区）まで、人口学的標識についてだけでなく、世帯・住宅、部分的には就業・教育にかんするセンサス値を提供することができる。しかし、補足的な標本調査によって把握される自営業層の就業統計については、地域的な分類度が郡（Kreis）または、郡に属さない都市次元までにしか及ばない（S.36～S.37）。

## 3) 統計体系

連邦モデルは、調査事項についても、地域分類の詳細さについても、非常に制約が多いが、それでも、統計体系にたいする影響は小さくない。

第1に、人口統計については、世帯を除く人口学的な標識については、これまでの国勢調査よりも、データ獲得の周期が短縮され、センサス値を産出する頻度が高まる。そのために、人口推計の補正と人口・社会統計にかんする標本調査の標本抽出率、および推定基準値の更新度も改善されるであろう。しかし、連邦モデルの主要なデータベースである住民登録簿の精度を向上させるために、新しい審査方法の手続きを開発することが大きな課題であることも、指摘するまでもないであろう（S.21）。

それにたいして、州モデルは、「個々の市町村によって異なる登録簿の運営方法や熟練度にかかわりない」、「客観的で比較することができる公式人口を提供するための集中審査の方法手続き」をそなえている。しかし、統計単位＝個人を確定し、全一的な人口を把握するために、街路記号ファイルの策定と、住



民登録簿と建物・住宅センサスのデータ連結が実施される。それは、世帯概念の経済世帯 (Wirtschaftshaushalte) 概念から居住世帯概念への変更をもたらすことによって、人口・世帯統計の地域表章、関連する標本調査の標本抽出や推定・予測に、新しい理論的方法的な課題を提起している (S.39)。

(註)

『センサス構想』の時点では、街路記号データファイル (住所・建物登録簿) の恒常的な利用と更新が前提されているが、2007年における住所建物登録簿の法制化では、それは許容されていない<sup>3)</sup>。

第2に、就業統計との関連性について見ると、連邦モデルでは、社会保険登録簿の結果を、標本調査によって補完することができる程度が、『センサステスト』によって精査されなければならない。また、就業者にかんする産業別・従業上の地位別の基本データを作成することができる地域次元、周期、およびその精度は、残されている調査研究の課題である (S.21～S.22)。州モデルは、就業者層の92%について、細かな事項別地域別分類をそなえる「センサス値」を作成することができるが、「データの隙間」を埋めるための標本調査 (州によっては全数調査) の方法手続きは、『センサステスト』における調査研究の課題として残されている (S.40)。

第3に、連邦モデルは、建物・住宅にかん

するセンサス値を、ほとんど把握することはできない。建物・住宅センサスを実施することによって、世帯統計を獲得するためのデータ連結＝世帯形成を行うとともに、住宅にかんする詳細なセンサス値を提供できることが、連邦モデルと州モデルの基本的な相違点の一つである (S.22、S.40)。しかも、「住宅供給のために、人口階層 (老人、外国人、若年家族等) 別ないしは世帯類型別に、小地域的な利用ができること」は、州モデルの大きな優位点である。

他方、建物・住宅センサスと街路データファイルの連結によって、将来の統計登録簿システムを創出するために、住所・建物登録簿の設定が計画されていることは、技術的組織的かつ法律的制度的な重要な課題を提起するとともに、経済社会統計体系に大きな影響をもたらすと考えられる (S.40)。

最後に、センサスの基本原則に対応するために、個人、世帯、住宅、建物の標識を関連づけることについては、連邦モデルでは、補足的な標本調査の部分だけにおいて、世帯、就業と住宅にかんする標識の組み合わせが実現する。しかし、その分類の地理的な詳細さは、全数調査型センサスに到底およばない (大都市、政府行政の次元まで、S.22)。それは、州モデルが担う中心的な課題であって、『センサス構想』は、「データ連結が、各様の行政登録簿間の不整合性と誤差源を解明すること」によって、「純粋な登録簿統計の前提条件を創出する」と高調している (S.40～S.41)。

#### (9) センサスモデルの費用効果分析と評価・展望

前稿 (第74巻4号) 第5節<sup>4)</sup>において、私は、執筆計画について、つぎのように述べている。

3) 2011年統計登録簿型センサス準備法 (Gesetz zur Vorbereitung eines registergestützten Zensus einschließlich einer Gebäude- und Wohnungszählung 2011 (Zensusvorbereitungsgesetz 2011-ZensusVorbG 2011) 第15条 データ抹消、Bundesrat Drucksache 222/07, 30.03.2007, Bundesgesetzblatt Jahrgang 2007 Teil I Nr.62 12, 12, 2007, Statistisches Bundesamtのホームページ: Zensus 2011, "Das Wichtigste zum Zensus 2011" 参照。

『センサス構想』は、それ（新しいセンサスモデル・・・筆者注）を、①住民登録簿の精度、②世帯形成とデータ連結、③補助標識の規定、④小地域統計の表章、⑤統計体系への影響、⑥試験調査（『センサステスト』）の目的と企画、および⑦センサスモデルの費用効果と経費と評価に分けて論述している。本節では、①の論点を考察し、②～⑦の論点については、次稿（第6節と第7節）に委ねる。」本稿では、すでに、論点②（第6節と第7節）と論点③～⑤（第8節）については考察している。重複を避けるために、論点⑥については、次稿「（その4）『センサステスト』」において紹介し、本節では、論点⑦を考察する。

論点⑦は、センサスモデルの費用効果分析（Kosten und Nutzen：『センサス構想』第7章）と評価（Bertung der Modelle：同第8章）から構成されている。前者は、どちらかと言えば、新しいセンサスの「費用・負担」にかかわり、後者は、情動的技術的な可能性と社会的制度的な展望に重点をおいている。

『センサス構想』は、センサスの「経費と効果」を、1）価格評価の可能性、2）情動的効果、3）時間的な負担、4）政治的社会的な負担、および5）経済的な支出（センサス経費）の側面から評価する。

1）の価格評価については、ドイツの連邦財政法（Bundeshaushaltsordnung）と財政基本法（Haushaltsgrundsatzgesetz）が、財政支出を要する事業（行政活動）の経費と効果を「市場価格」によって貨幣評価することを求めている。『センサス構想』は、センサス経費の貨幣評価については、肯定的である（5）経済的な支出（セ

ンサス経費）参照）。しかし、センサスの経済的な効果を市場価格によって評価する可能性については、伝統型センサスと同様に、否定的である。それは、第1に、センサス統計は公共情報であって、直接的間接的な情報効果が無限定的であり、利用者の範囲を特定することはできないからである。第2に、その利用形態も多様であって、いろいろな個人的な利用はもとより、「広範な社会的かつ全国的な利用（連邦、州、市町村）」を質的量的に数量化することはできないからである。

『センサス構想』は、価格評価にかわって、センサスの基本的な必要性をつぎのように強調する。

「変貌する工業化社会は、経済的、環境的、かつ社会的な事情にかんする包括的な情報にたいする大きな需要をもつ。資源が不足する状況において、政治は、財政支出の効果的な決定を保証するデータを必要とする。このような恒常的で挑戦的な課題を克服するために、国勢調査は、中心的な位置を占める。それは、後続する公共経済と民間経済の領域における統計の基礎かつ鍵であって、体系的な性格をそなえているから、それを正確に貨幣評価することは不可能である。」さらに、

「センサスの効用は測定できる財政支出を遙かに超える。それは、長期的には、機能的な統計システムが外挿行程において、多くの貨幣評価をともなう経済と政治における決定の基礎として保持されることは、定期的な調整（センサス・・・筆者注）なしには不可能であるからである」と（S.47）。

したがって、『センサス構想』は、「新しいセンサスにかんする決定が下されるように」、二つのセンサスモデルが「ドイツの基本法の規定

4）注（1）拙稿文献。



とデータ保護法」の枠内で、「広範な社会的かつ全国的な利用（連邦、州、市町村）」にたいして寄与できることを、センサス項目ごとに明示する。それが、2)の情動的効果であって、センサス項目の効用面（Nutzenaspekt：項目情報の効用）、要請の概要（Anforderungsprofil：公共的な利用主体の需要）と効果の概要（Leistungsprofil：項目情報の内容）について概説している。センサス項目は、「人口」、「世帯」、「建物・住宅」、および「就業統計情報」であって、センサスの基本的な関心は、「人口」である。しかし、その情報効果にかんする『センサス構想』の概説は、センサス目的を考察した先稿第4節（国家成立の基本要件：公式人口の確定とそれとづく選挙区の設定と財政調整等）と内容を一にしているから、ここでは、センサス項目「世帯」についてだけ摘要しておこう。

### 1) 「世帯」情報の効用面

「世帯にたいする個人の帰属と世帯の居住空間をとまなう設備状況は、社会経済的状況を記述・分析し、計画・建設するための重要な要因である。詳細に地域分類された基本データは、州次元と自治体分野における多くの決定を基礎づける。」

### 2) 要求の概要

「ドイツ都市会議といくつかの州は、そのようなデータ需要を表明し、欧州連合は市町村次元まで分類できる世帯データを要請している。」

### 3) 効果の概要

「両モデルは、世帯にかんするセンサスの結果を提供する。

連邦モデルは、マイクロセンサスの枠内でだけ、世帯統計値を提供する。その分類の細さは、地域については大きな制約がある。連

邦モデルは、大都市（全市町村の1%）と大きな郡（人口25万以上、すべての郡の約20%）についてだけ、世帯にかんする結果を与えるだろう。一定の事項別に細かく分類された結果は、州次元では可能であるが、一定の標識の組み合わせについては、まったく不可能である。

州モデルは、世帯統計値を、事項別地域別に細かな分類で表章することができる。また、特定の住民階層、例えば、外国世帯、若年家族、老人世帯についても、細かな地域分類ができる。

州モデルは、郡レベルまで世帯の就業にかんするほとんどの情報を提供できる（S.50）。」

「人口」等の他のセンサス項目の情動的評価でも、先稿第4節にみたように、州モデルの優位性は決定的である。センサスが、欧州連合の要請だけでなく、州とならぶ強い統計利用の主体である市町村のデータ需要を満たさなければならないことから、つぎのような時間的な負担、政治的社会的な負担や経済的な支出における連邦モデルの軽便性にもかかわらず、それは、州モデルが選定される基本的な要件となっている。

つぎに、センサスの時間的な負担は、センサスの全行程に要する時間の長さである（7.4節：Zeitliche Dimension der Modelle）。

欧州連合の勧告によって、2001年センサスの調査期日は、同年1月1日から5月31日までの期間に設定され、センサスの結果を提供する期限は、2003年中期と定められている。したがって、『センサス構想』は、ドイツのセンサス期日を2001年5月として、時間的な行程計画を作成している。ここでは、煩雑さを避けるために、州モデルの行程時間だけを

表1 州モデルのセンサス行程時間表（『センサス構想』S.52～54より作成）

前提条件	1) 2001年5月がセンサス期日（EU勧告）で、1999年春期までにセンサス試験調査法成立、センサス法は、遅くともセンサス期日12ヶ月前までに発効、EUへのセンサスデータ送付期限（2003年中期）履行 2) 『センサステスト』の期間とそれによる方法手続きの変更（可能性）がセンサス法に反映されること
1999年春期	1) センサス試験調査法の成立（1999年第1四半期） 1) の後、『センサステスト』：住民登録簿の重複登録の審査＋データ連結と世帯設定の方法手続きの検証・改善→さらにプログラム開発に15ヶ月
2000年5月	1) センサス法成立・発効期限 2) センサス期日後に10%補足標本調査等の設計等開始 3) 建物・住宅センサスの準備開始：センサス法成立後12ヶ月が必要
2001年3月 2001年5月 2001年8月 2001年10月	4) 建物・住宅センサスの準備完了→調査書類の郵送開始 ●センサス期日 5) センサス期日後に10%補足標本調査等の設計等が終了 6) 住民登録局：センサス期日の登録簿データの全数性と完全性の審査開始（3ヶ月後にセンサス期日の登録データ利用可能） 7) 住民登録局：データ送付→州統計局へ（3）と4）の作業に2ヶ月） 8) 州統計局：重複登録が判明した住民登録簿データの処理開始→重複登録はデータ連結で解消
2002年2月 2002年5月 2002年8月	9) 建物・住宅センサスの調査終了：データ利用開始（順調にいてセンサス期日の9ヶ月後） 10) データ連結、世帯設定と住民登録簿データの再審査が建物・住宅センサスデータの整理と併行実施 11) データ訂正に必要な実査の時間的空間的に集中した実施→審査は建物・住宅センサスの終了後に地域単位ごと（例市町村区）に開始 12) 基本モデルの基本データ（人口・世帯・住宅にかんする個人データセット）の作成終了と市町村公式人口の確定（センサス期日12ヶ月後に利用可能） 13) 雇用者登録簿の就業データと基本データの連結開始（補完モデル） 14) 13) のデータの連結終了 15) 10%補足標本調査の開始（標本抽出、準備、実査と整理に約9ヶ月）
2003年8月	16) 基本データと補足標本調査データの連結。先の補完モデルの連結データとあわせて、センサスデータファイルの作成終了（センサス期日後24ヶ月後にEUへの送付、提出期限（2003年中期）は保持）

注記：『センサステスト』のためのセンサス準備法は、2001年7月27日に成立・発効、『センサステスト』における住民登録簿の審査のために、標本登録簿データの抽出は、2001年12月5日と翌年3月31日付で実施された。『センサステスト』の調査・分析結果と結論は、2003年末に報告書にまとめられ、翌年8月公表された。したがって、2001年センサスは実施されなかったが、2011年センサスをめざして、統計登録簿型センサスの準備が進展している。

表にまとめている。連邦モデルは、センサス期日後9ヶ月後に市町村の公式人口、就業・住宅にかんする「センサス値」を提供する（S.53～S.54）。

センサスの全行程において、重要な時間的な

要素は、①『センサステスト』とそのためのセンサステスト法の立法が必要とする時間、②センサス本法の立法過程（法案の作成と審議）に要する時間、③センサスデータの獲得とデータ連結にもちいられる時間、および④センサス結

果の公表期限である。

伝統型センサスにおいては、センサステスト法とセンサス本法の立法過程以外に、センサス行程の所要時間を「外在」的に左右する要因はなく、センサス期日に一斉に全数調査が実施される。しかし、統計登録簿型センサスでは、立法に要する政治的な要因を除いても、行政登録簿の登録手続きが引き起こす「時間差」問題に対応して、同時性を確保するために、それを考慮したデータ転送日が設定されなければならない。また、完全性と一般性を確保するためのデータの審査とデータ連結がセンサス期日後にはじめて実施される。したがって、統計登録簿型センサスでは、センサス期日とセンサス結果の公表日の期間がセンサス行程独自の合理化・効率化によってだけでは短縮できない大きな社会的制度的な制約を受ける。ここに登録簿型センサスの時間的負担にかんする本質的な問題点が介在している。行程時間表が、そのことを明示している。

第3のセンサスモデルの社会的政治的な負担は、①国民の負担、②立法上の負担、および③行政上の負担に分けて考察されている。

①国民の負担について、『センサス構想』では、両モデルとも、国民にたいする全数調査を断念しているから、「方法的な枠組みにおいて避けられないかぎり、国民の情報にかんする自己決定権を侵害しないことが目的である。」したがって、実査局面にかんするかぎり、「選択された方法は、きわめて中和的である。」それでも、つぎのような実査（先稿第5節と本稿第6節と第7節）を必要とすることから、「相当な広報活動によって国民の協力を求めること」が肝要である（S.54）。

a) 住民登録局が実施する登録簿の精査措置とな

らんで、多重登録者にかんする再調査の実施

- b) 建物・住宅センサスでは、建物所有者にかんする全数調査（S.54）a）と b）は基本的に郵送調査）
- c) 保険雇用者登録簿に登録されない就業者（15～65才）の10%（国民の2.5%）にたいする標本調査
- d) 住登録簿と建物・住宅センサスのデータ連結における不一致・齟齬者にたいする郵送調査
- e) d) で判明した登録簿の死票にかんする再調査（郵送調査で解消されなければ、再調査（実査）S.55）

このように、『センサス構想』は実査局面における「国民の負担」にたいしてだけ、「相当な広報活動」を予定しているが、センサスが利用する行政登録簿の個人情報にかんする自己決定権については、立法措置、さらには政治的社会的な世論形成が必要である。それは、州と市町村に対しては十分行われてきたが、立法過程において「大きな政治的な負担」を強いられる。それが第2の政治的社会的な負担である。

新しいセンサスは、これまでのセンサス法とは基本的に異なる法文構成をとる。行政登録簿が主要なデータソースであるために、またそのような経験がないために、本格的かつ全国的な試験調査＝『センサステスト』が必要である。それは大規模であるとともに、行政登録簿の精度とその審査方法の有効性を検証する実地調査では、被調査者にたいする申告義務を欠くことはできない。すでに『センサステスト』においてデータ連結の方法的な有効性が検証されることについても、立法措置が必要である。したがって、新しいセンサスでは、『センサステスト』のための独自のセンサス試験調査法が策定される（表1センサス行程時間表とその注記参

照)。

センサス本法も、①行政登録簿からのデータ譲渡、②行政登録簿の齟齬データの解消調査と国民の申告義務、とくに連邦統計局による住民登録簿の多重登録審査、③建物・住宅センサスにおける建物所有者の申告義務、④個人データの連結、⑤補足標本調査の調査事項と申告義務、さらには⑥策定された統計登録簿にかんする組織的制度的な措置にかんする規定をそなえていなければならない（S.55～S.56）。そのため、連邦政府における膨大で複雑な立法作業と連邦議会における長期の審議過程が予想され、センサス法の第1段である「2011年センサスのための準備法（Gesetz zur Vorbereitung eines registergestützten Zensus einschliesslich einer Gebäude-und Wohnungszählung 2011）」も、その法案が2007年3月30日に連邦参議院に提出され、同年11月28日に漸く連邦議会において成立している<sup>5)</sup>。

複雑な統計登録簿型センサスの態様を反映して、包括的なセンサス法の規定を実施する行政機構にも、伝統型センサスにおけるとは異なって、行政過程の内部そのものにかかわる多様な負担が発生する。とくに市町村の住民登録機関が管理する住民の登録簿データは膨大な量であって、その精査措置と州統計局への送付は、大きな技術的組織的な負担をもたらす。

さらに、『センサス構想』は、これまでの伝統型センサスには見受けられなかった行政的な業務と、それを反射した統計機関側における組織的技術的な負担を、つぎのように列挙している。

1) 市町村名を統一的に管理するための標準デー

- タファイルの設定（州統計局と連邦統計局）
- 2) 連邦統一的な標準様式による建物所有者または管理者の住所・氏名を含む街路記号データファイルの設定（市町村、ここでは、土地税担当部局、建物所有者の氏名と住所を保管する建物火災保険事業者やその他の機関）
  - 3) 必要によっては、住民登録簿データを州統計局に譲渡する以前に、それに街路記号データファイルを取り入れる業務（市町村）
  - 4) 社会保険登録簿や公務員人事記録の個別データセットの提供（連邦労働庁や政府人事管理機関）
  - 5) 基本データファイルに含まれない補助標識（氏名や住所等）の提供依頼と提供（連邦・州統計局、関連行政官庁、年金保険事業者等）
  - 6) 建物・住宅センサスの実施（州統計局）
  - 7) 住民登録簿と建物センサスのデータ連結、さらにそれと社会保険登録簿や補足標本調査との再連結（連邦統計局）

『センサス構想』は、このような新しい多くの行財政的な負担が発生するにもかかわらず、とくに市町村が調査体制を組織化する必要がなく、また、それにとまなう実査経費が発生しないから、「負担は、旧来の国勢調査より、全体として基本的に小さい」と総括している（S.56）。それが、社会的政治的負担のまとめである。

つぎに新しいセンサスの経済的な負担について、『センサス構想』は、両モデルの要素単位モデルごとに、センサス経費を試算している（表2参照）。

『センサス構想』によると、「データを獲得する情報源と、その異なる精度によって異なる、いろいろな経費が発生する（準備、プログラム化、試験調査、分析を含む）。」概算では、連邦モデルと州モデルの総経費は、それぞれ35百万

5) 注（2）と注（3）文献参照。

表2 センサス経費（モデル要素別）（『センサス構想』S.58）

連邦モデル		州モデル	
要素単位モデル	百万DM	要素単位モデル	百万DM
1) 人口統計モデル	19	1) 基本モデル	315
2) 就業統計モデル	1	(うち 建物・住宅センサス)	(250)
3) 補足モデル（マイクロセンサス）	0	2) 補完モデル	47
4) 分析と方法的な開発	2	3) 分析と方法的な開発	11
<b>総計</b> (うち 準備に)	<b>35</b> (13)	<b>総計</b> (うち 準備に)	<b>390</b> (23)

DM（試験調査13百万DMを含む）と3億9千万DM（試験調査23百万DMを含む）である。「それには、市町村による住民登録簿の整理・精査経費（24百万DM）とセンサスのための組織的な準備経費は含まれていない」が、両モデルの経費は、いずれにせよ「旧来の国勢調査の経費（約20億DM）の小部分」にすぎないと、統計登録簿型センサスの経済効果が強調されている。

しかし、とくに州モデルについては、「基本構想において、要素の組合せと要求されるデータの精度は、データ連結とデータ源の相互調整によって異なるから、構成要素と調査結果について、相互に孤立的に経費を計上することは不可能である。そして、相互に独立に経費が推定できる最小の単位は、基本モデルと補完モデルである」と推定経費を割当てする困難性も述べられている（S.57）。そして、連邦と州が負担するセンサス経費は、それぞれ14百万DMと3億76百万DMと概算されているが、両者の経費分

担は、すでに『センサステスト』法の審議過程において、両院協議会が設定され、連邦参議院の異議申し立てを招く争点となっている。

以上が、『センサス構想』におけるセンサスモデルの費用効果分析の全体であって、連邦モデルと州モデルが並立的に分析されているが、州と市町村次元までのセンサス需要を充足する州モデルの優位性は明らかであろう。それは、モデルの情動的技術的な可能性と社会的制度的な展望にかかわる評価（Bewertung der Modelle：同第8章）によって、よりいっそう明確にされる。

『センサス構想』は、つぎのように、新しいセンサスモデルの緊急性を、モデル評価の基礎に据えている。

「既存の行政登録簿を第2義統計的に利用するために、センサスにおいて第1義統計の調査を制限し、かつ長期的にすべての政治的、経済的、社会的、科学的な需要の担い手にたいして情報を供給する課題を保証する目的が、—それ



は、政府統計の基本法に根拠づけられているが一連邦モデルと州モデルが開発された緊張弓帯（Spannungsbogen）である。」

そして、センサスモデルを、つぎの5つの観点から評価する。

- 1) 現状の、また予想される情報需要を充たす程度
- 2) 信頼できる調査結果
- 3) 期待される社会的な受容度の達成
- 4) 登録簿統計を開始することができ、開発する可能性
- 5) 関連する財政支出

第1の「情報需要にたいするモデルの対応度」については、本稿第5節の考察と重複するから、ここでは省略する。ただ、連邦モデルの限界性（マイクロセンサスに依存する世帯・住宅・就業にかんする統計情報の地域表章の限定性）と州モデルにおけるセンサス情報の詳細な地域分類度と統計体系の全面的な更新可能性が指摘されていることを特筆しておこう（(S.59～S.61)）。

第2の評価の観点「調査結果の信頼性」では、センサスモデルの「実態反映性（Abbildung der Wirklichkeit, S.61）が問われている。『センサス構想』は、それによって、センサスモデルに、「現実の関連性と生活状況を記述し、それを即時に利用できるような実態反映性」を求めている。

それによると、連邦モデルは、個人次元におけるデータ連結を欠く「張り合わせ」のセンサス値だけしか提供できないために、住民登録簿の過剰・過少把握を除くことができない。そのかぎり、連邦モデルは、「生活の実態性を不完全にしか反映できず、経験的には市町村によって異なる精度を確認することができない。したがって、人口に関連する基本データの精度は、

市町村の整理・精査措置に依存するし、それによってだけ、例えば、転出届の不履行（多くは外国人の出国）による『死票』の存在と過剰把握を訂正することができる。」

また、連邦モデルは、マイクロセンサスの拡張によって、人口以外の世帯・住宅・就業にかんする「センサス値」を獲得するが、経験的には、マイクロセンサスの調査結果は、社会保険登録簿のそれから乖離することが認められている（S.61）。

他方、州モデルでは、独自の調査統計（建物・住宅センサス、補足標本調査）が、行政登録簿データを補完することによって、死票と過剰把握は「相当に除去される」。さらに、調査統計と行政登録簿の個人レベルにおけるデータ連結と世帯形成によって、ドイツは「統計の新しい国（Statistisches Neuland）」に進むが、予定されている『センサステスト』が、データ連結の方法的な有効性を検証し、またデータ精度を確保するための措置にかんする示唆を与えるであろう。ただし、補足標本調査がセンサス期日後15ヶ月を経て実施されることは、「実態反映性にたいする一定の損失を除けないであろうが。」（S.61～S.62）

第3の評価の観点「センサスにたいする国民の受容度」は、両モデルともに、問題点がないわけでない。それは、住民登録簿の記載データとデータ連結にかんする審査では、個人にたいする直接調査が予定されているからである。それにたいしては、「データの訂正は、統計目的のために州・連邦統計局だけで行われる照査であって、データソースの行政機関には通知されず、国民個人に影響しないこと」が明示されなければならない。「もちろん十分な啓蒙と情宣が前提される」が、「国民の負担は、旧来の国勢

調査よりも、相当に低いこと」は、明白である (S.62)。

第4の評価観点「登録簿統計 (Registerstatistik) の開始とモデル開発との可能性」にかんしては、『センサス構想』が述べるところを摘要しておこう。

「モデルを将来的に精製する可能性が、評価において、小さくない位置を占めている。精製可能性とは、獲得されたデータと得られた経験が、経費と効果にかんして、将来のセンサス (2010年) を最適化することを意味する。」

したがって、「連邦モデルの計画では、センサスの一般的な基本データだけが得られるだけであるから、さらに将来、世帯の居住状況にかんする小地域データが必要であるならば、センサス直後に機械的なデータ連結によって、データ需要の充足可能性を検証するために、試験調査が必要であろう。」

それにたいして、州モデルでは、建物・住宅センサスが、自治体が策定する建物・住宅登録簿を基礎づけることによって、その後のセンサスでは必要性がなくなる。そして、「いろいろな行政登録簿データの連結と相互審査にかんする豊富な経験が、将来のセンサスにおいて活用され・精緻化される」展望がある (S.62)。

最後に、第5の評価観点「関連する財政支出」について、『センサス構想』は、①連邦モデルの廉価さとともに、その情報充足度の低さを指摘し、②州モデルの高経費は、「質的量的な観点から、大きな成果によって正当化される」と

結論づけている (第8章5節「結論」)。そして、欧州連合の2001年センサス勧告を履行し、「統計の新しい国に進む」ためには、いずれのモデルにせよ、「必要な法規の迅速な公布と、2001年センサスの準備と実施にたいする必要な資金が適時に調達されることが、必然的な前提条件である」と、統計登録簿型人口センサスの方法的技術的な展望が確立したことを反語的に高調している。しかし、センサス法案は、漸く2007年になって、その第1段である2011年センサス準備法が連邦議会に提出され、成立する。

(後註)

統計登録簿型センサスは、北欧諸国において実践的にも理論的にも定着し、言うなれば「完成」している。また『センサス構想』が提出されてから、ほぼ10年の歳月が過ぎた。それにもかかわらず、本稿までの考察では、『センサス構想』にこだわってきた。とくに第8節は、そうである。それは、新しいセンサス様式を創造し、開発するための思考が、具体的に赤裸々に記録されているからである。北欧諸国において、完成し整備された登録簿型人口センサスについて、その成立過程にさかのぼって考察し、その特質を解明することは、言語的にだけでなく、時間的にも大きな困難をとまなう。センサス革命と形容されるような国際的な人口センサスの動向を等閑視していたわが国の統計研究にとって、眼前に進行するドイツセンサスの方法転換過程は、センサス統計の将来展望を開くためにも、考察の好個の素材である。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]



資料  
表3 2001年センサスの人口学的な基本調査標識と補助標識（州モデル）

No.	標識の名称	住民登録簿 のデータセ ットの書式 番号	記述形式	備考
(1) 調査標識				
1	出生月・年			出生日から導出
2	性別	0701	男・女 1桁	
3	国籍	1001	記号化：3桁	
4	出生地(国)	603	記号化：3桁	外国で出生の者
5	家族関係	1401	単身、既婚、死別、離婚、不明	
6	宗教組織への法的所属	1101	記号化：2桁	
7	居住地			住所より導出
8	住宅の状態	1213	0 = 単一住宅、1 = 第1住宅、 2 = 第2住宅、3 = 将来の住宅、 4 = 再登録によって転入した住宅	3 = 登録後に登録簿から抹消 B W、N I、S N、S t州の登録法
9	居住世帯への帰属			導出の標識（登録簿と建物・住宅センサス）
(2) 補助標識				
1	家族名	0101	非記号化 45桁	
2	家族名の名前の部分	0102	非記号化 45桁	
3	婚姻氏名	0103	非記号化 45桁	
4	婚姻氏名の名前の部分	0104	非記号化 45桁	
5	出生名	0201	非記号化 45桁	
6	出生名の名前の部分	0202	非記号化 45桁	
7	変更前の家族名	0203	非記号化 45桁	
8	変更前の家族名の名前の部分	0204	非記号化 45桁	

9	家族名の変更日	0205	日日月月年年	
10	名前	0301	非記号化 60桁	
11	出生日	0601	日日月月年年	
12	出生地	0602	非記号化 60桁	
13	出生地：身分局	0604	非記号化 60桁	
14	出生地：出生登録番号	0605	NNNN/JJ: 15桁	
15	法律上の代理人	0901	1 = 父、2 = 母、3 = 他の代理人 (人)、4 = 他の代理人 (法人)	
16	法律上の代理人：家族名	0902	非記号化 45桁	Nr.16～Nr.23は複数行有
17	法律上の代理人：家族名の名前の部分	0903	非記号化 45桁	
18	法律上の代理人：出生日	0906	日日月月年年	
19	法律上の代理人：住所-市町村記号	0097	市町村記号	
20	法律上の代理人：住所-郵便番号	0908	非記号化 5桁	
21	法律上の代理人：住所-居住地	0909	非記号化 25桁	
22	法律上の代理人：住所-街路名	0911	非記号化 25桁	
23	法律上の代理人：住所-建物番号	0912	非記号化 4桁	
24	住所-市町村記号	1201	市町村記号	Nr.24～Nr.36は複数行有
25	住所-市町村記号	1202	非記号化 5桁	
26	住所-居住地	1203	非記号化 25桁	
27	住所-以前の市町村名	1204	非記号化 25桁	
28	住所-街路名	1205	非記号化 25桁	
29	住所-建物番号	1206	非記号化 4桁	
30	住所-住所追記	1207	非記号化 21桁	
31	住所-建物 追加アルファベット追加番号	1208	非記号化 2桁	
32	住所-建物番号—部分番号	1209	非記号化 5桁	
33	住所-階、住宅番号	1210	非記号化 4桁	

34	住所-追加データ	1211	非記号化 7桁	
35	住所-住宅貸与者	1212	非記号化 26桁	
36	住宅状況の変更日	1214	日日月月年年	
37	転居：市町村記号	1215	市町村記号	Nr.37～Nr.45は単一行
38	転居：郵便番号	1216	非記号化 5桁	
39	転居：居住地	1217	非記号化 25桁	
40	転居：居住地-以前の市町村名	1218	非記号化 25桁	
41	転居：街路名	1219	非記号化 25桁	
42	転居：建物番号	1220	非記号化 4桁	
43	転居：住所追記	1221	非記号化 21桁	
44	転居：住宅の状況	1222	0 = 単一住宅、1 = 第1住宅、 2 = 第2住宅	
45	転居：外国から	1223	国家 記号化 3桁	
46	住宅への入居日	1301	日日月月年年	本項は複数行有り
47	転居：市町村	1302	日日月月年年	Nr.47～Nr.50は単一行
48	転居：郡	1303	日日月月年年	
49	転居：州	1304	日日月月年年	
50	転居：連邦	1305	日日月月年年	
51	住宅からの転出日	1306	日日月月年年	本項は複数行有り
52	外国への出国	1307	記号化 3桁	本項は単一行
53	役所への転入届け日	1308	日日月月年年	本項は複数行有り
54	役所への転出届け日	1309	日日月月年年	本項は複数行有り
55	住宅状態の変更日	1310	日日月月年年	本項は複数行有り
56	転入届け日	1311	日日月月年年	本項は単一行
57	転出届け日	1312	日日月月年年	本項は単一行
58	住宅状態変更の届け日	1313	日日月月年年	本項は単一行

59	家族状況：最終婚姻日	1402	日日月月年年	Nr.59～Nr.67は単一行
60	家族状況：最終婚姻の身分局届け日	1403	非記号化 40桁	
61	婚姻者：家族名	1501	非記号化 45桁	
62	婚姻者：家族名の名前構成	1502	日日月月年年	
63	婚姻者：名前	1503	非記号化 45桁	
64	婚姻者：出生日	1505	非記号化 45桁	
65	婚姻者：性	1506	男・女 1桁	
66	婚姻者：居住地-市町村記号	1507	市町村記号	本項は複数行有り
67	婚姻者：居住地-国	1508	非記号化 45桁	本項は複数行有り
68	子供：家族名	1601	非記号化 45桁	本項は複数行有り
69	子供：家族名の名前構成	1602	非記号化 45桁	本項は複数行有り
70	子供：名前	1603	非記号化 45桁	本項は複数行有り
71	子供：出生日	1604	日日月月年年	本項は複数行有り
72	賃金税階級	2201	記号 1桁	本項は複数行有り
73	婚姻者の賃金税階級	204	記号 1桁	本項は複数行有り
74	子供の賃金税法上の算入	2209	0 = 算入、1 = 非算入	本項は複数行有り
75	婚姻者、子供、法定代理人の住民登録簿局における整理番号	州ごとに異なる	記号	
76	居住市町村で引き払った住宅の住所	同上	非記号化	
77	いつから今の家族状況	同上	日日月月年年	